

第24期 軽井沢町農業委員会 第27回 総会議事録

発言者	内 容
	(開会：13時30分)
青木事務局長	委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第27回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶をお願いいたします。
市村初仁会長	委員の皆様、本日はお集まりいただきありがとうございます。最初に長野県内の新型コロナウイルス感染状況については感染レベル6から5へ引き下げされておりますことを申し上げます。9月に入りまして、19日の夕刻から20日に台風14号が県内に最接近し、大雨警報が発令され一時的な豪雨もございました。その後、日本海側に停滞する前線の影響により天候が変化する日が続いてはおりますが、このような状況下でも日々農作業に従事する皆様の心中をお察しいたします。さて、ご承知のとおり農業委員と推進委員には地域のリーダーとして農地利用の最適化推進活動の役割がございます。現在、軽井沢町では将来を見据えた農地保全の方針として町内を3地区に分けた人・農地プランを策定しております。定められたこのプランは法律的な義務はございませんが、当町の農業振興の基点として位置づけされております。過日の国会にて、人・農地プランを新たな「地域計画」として農業経営強化促進法を改正し、法律的に守べき農地の区域を設定することとなりました。地域計画の作成が義務化となったことを皆様にご報告申し上げるとともに、農地所有者と担い手との仲介役を更に推進していくことが農業委員会の役割としてございます。まずは各地区ごとにある農地の区域設定や所有者の意向、耕作者が誰なのか整理する必要がありますが、今後、各地区の委員からの聞き取りなどを行う予定であります。現在の利用状況も考慮し、令和7年から10年先の農地保全に向けた計画策定の根拠とさせていただきますので、何卒皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。詳細については後ほど事務局よりご説明申し上げますが、地域計画の策定及び公表については農林振興係が担当となりますことを申し添えいたします。本日、岡沢補佐及び町側より佐藤係長がご出席いただいております。土屋代理からのJA関係も含めて後程、各担当事案についてご報告をさせていただきます。それでは第24期軽井沢町農業委員会第27回総会を開催いたします。
青木事務局長	ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので、よろしくお願いいたします。
市村初仁議長	規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。

	事務局より、会議成立の報告をお願いします。
青木事務局長	農業委員総数14名中、12名の出席でございます。坂本雄樹委員と小林朝夫委員より欠席の報告がございました。農地利用最適化推進委員7名中、7名全員の出席でございます。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。
市村初仁議長	次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号6番の諸星恵美子委員と議席番号9番の小宮山忠市委員の2名をお願いします。次に4の事業報告について、事務局より報告願います。
青木事務局長	「事業報告の説明」
市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。
委 員	なし
市村初仁議長	無いようですので、次に5の会議事項に入ります。「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請書について」を議題にします、事務局より説明願います。
青木事務局長	議案第1号番号1について説明をいたします。次第4ページ、補足資料1ページから7ページ、をお願いします。_____でございます。当案件については令和__年__月__日、_____の_____で_____とし_____を_____しておりますが、補足資料4ページ記載の通り、_____における_____で_____では_____に_____することが_____となった為、_____をすることに_____となりました。それに伴う_____の提出となります。_____は、_____に_____がある_____、_____です。_____の_____は、_____、_____、_____、地目は_____、面積は_____㎡を転用するものでございます。場所でございますが、補足資料2ページに_____がございますが_____の_____が_____となりますが、ここから_____は_____の_____や_____の_____が_____しております。_____は_____から_____があり、申請地は_____に_____の_____に_____しております。_____ですが、_____の_____は_____でございましたが、_____は_____となります。補足資料5・6ページに_____の_____を_____しておりますのでご確認ください。なお、当案件については_____が_____なるなどの大きな_____はないことや、_____の_____や_____についても_____は

市村初仁議長	<p>ございませんので事務局からの説明についても省略させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、担当委員の説明は省略しますので、議案第1号番号1について何かご意見はございますでしょうか。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第1号番号2、「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請」について及び議案第2号番号1農地法第5条第1項についてを議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号2、「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請」について及び「議案第2号番号1農地法第5条第1項」についてをご説明します。次第4ページ、補足資料8ページから18ページをお願いします。_____でございます。当案件についても、次第4ページに記載の通り、昭和____年____月____日、長野県指令____佐地農第__号の_____で_____を受けておりますが_____していないことに伴う_____及び_____が_____を提出しますので、まとめて説明をさせていただきます。____は補足資料11ページをご覧ください。_____に_____がございますが、_____に_____ほどの_____に_____しており、_____の_____がございます。まず_____についてですが、補足資料9Pに_____が_____されております。____の_____に_____のある_____、_____は_____としての_____に、_____により_____し、_____が_____や_____など、_____を_____よりも_____を_____するのに_____であった為、_____となりました。</p> <p>_____も_____を_____は_____でございます。_____との_____が_____したことに伴い、_____を_____することとなりました。_____ですが、_____に_____、_____です。_____でございますが、_____は_____しておりますが、_____があり、_____の_____との_____が_____ので、申請を行うこととなりました。権利関係は_____となります。</p>

	<p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。 ハンドブック 4-20 ページになります。(農地法第 5 条第 2 項第 3 号) の 資 力・信用については、_____が_____ _____が_____となります。 資金の調達方法ですが、_____が添付されてございます。 利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第 5 7 条第 1 号) の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年 __月__日までが工事期間となっております。次に(施行規則第 5 7 条第 2 号) 他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第 5 7 条第 2 号 の 2) 行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、 農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第 5 7 条第 3 号) の農地等以外の 土地利用見込みはないので該当しません、次に(施行規則第 5 7 条第 4 号) の申 請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われま す。次に(施行規則第 5 7 条第 5 号) の土地の造成 のみを目的としておりませ んので、問題ありません。次に(農地法第 5 条第 2 項第 4 号) の周辺の農地等に 係る営農条件への支障については、周囲に農地等はなく、該当いたしません。 また、(農地法第 5 条第 2 項第 5 号) の一時転用ではありません。以上により議 案第 1 号番号 2、及び議案第 2 号番号 1 については許可できない場合に該当しま せん。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第 1 号 番号 2、及び議案第 2 号番号 1 について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>委員番号 4 番の佐藤寛治が議案第 1 号番号 2、及び議案第 2 号番号 1 についてを 説明いたします。_____と_____と_____で _____を_____しました。_____は_____から_____に_____、 _____ほどいった_____です。_____と_____で、_____です。 _____は_____で_____は_____おりません。問題はないと思いま す。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。委員、補足説明はございますか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せ て、議案第 1 号番号 2、及び議案第 2 号番号 1 についてご意見のある方は願 いします。</p>
委 員	<p>なし</p>

市村初仁議長	よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第1号番号2、及び議案第2号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号2、及び議案第2号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号2、及び議案第2号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第2号番号2「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。
青木事務局長	<p>議案第2号番号2についてご説明します。次第5ページ、補足資料19ページから27ページ、をお願いします。_____でございます。</p> <p>_____は_____に_____のある_____、_____です。_____は_____、_____に_____のある_____、_____です。_____は、_____、_____、_____番_____で、地目は_____、面積は_____です。_____でございますが、補足資料21ページに位置図がございますが、_____より_____、_____に_____となり、_____に_____でございます。町の用途地域区分は地域で、農地法による農地区分は、_____になります。_____ですが、_____の_____は_____などの_____であります。_____には_____が_____されているとして_____として_____したいものでございます。</p> <p>権利関係は_____による_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____、_____が_____、_____となります。_____、資金の調達方法ですが、_____となり、_____が添付されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはございませんので問題ございません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われれます。次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被</p>

	<p>害防除措置が提出されており、問題ありません。</p> <p>また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第2号番号2については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号2について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>委員番号2番の依田美和子が議案第2号番号2についてを説明いたします。</p> <p>_____に_____、_____、_____で_____を_____ました。_____はさきほど事務局説明の通りです。_____には_____で_____の_____があり、_____は_____に_____おります。_____が_____の_____のところに_____があり、_____として_____しているようで、_____の_____が_____されております。こちらの_____には_____おります。_____の_____ですが、令和__年に_____されたものの、_____に_____されていて、_____に_____して_____に_____で_____、_____が_____されていましたが_____なことを考え、_____に_____ことにしました。_____は_____などある_____が_____、_____を_____で_____のことです。_____の_____、_____を_____し_____を_____まいたり、_____に_____をして_____できる限り、_____に_____する_____と_____して_____おりました。_____に_____井出さんとも話を_____しましたが、こちらの_____いもの_____と_____判断_____いたしました。皆様のご審議を_____願_____い_____いたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。井出推進委員、補足説明はございますか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号2についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第2号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号番号2を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号2は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第2号番号3「農地法第5条第1項の規定による許可</p>

<p>青木事務局長</p>	<p>申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p> <p>議案第2号番号3についてご説明します。</p> <p>次第5ページ、補足資料28ページから37ページ、をお願いします。</p> <p>_____でございます。_____は_____、_____、_____に_____のある_____さん、_____です。_____は_____、_____に_____のある_____、_____です。_____の_____は、_____、_____、_____で、地目は_____、面積は_____です。_____でございますが、補足資料30ページに_____がございますが、_____には記載はございませんが、_____に_____がありまして、_____の_____が_____の_____に向かっていきます。そこから_____した_____が_____でございますが、_____は_____が_____しています。町の用途地域区分は_____地域で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。_____ですが、_____は_____などの_____がある_____であります。_____の_____は_____や_____が多く、_____が_____に適していることや_____は_____している関係で_____ができないため、_____から_____との_____し、_____、_____の_____を行う申請に至りました。権利関係は_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____、_____、_____となります。資金の調達方法ですが、_____となり、預金残高証明書が添付されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和_____年_____月_____日までが工事期間となっております。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはございませんので問題ございません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われまます。次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。</p> <p>また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第2号番号3については許可できない場合に該当しません。</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号3について担当委員より説明願います。</p>

<p>委員</p>	<p>委員番号1番の土屋史彦が議案第2号番号3についてを説明いたします。</p> <p>_____に_____、_____、_とで_____を行いました。</p> <p>_____はさきほど事務局説明の通りです。申請の経緯としては、_____に_____がこの_____したいとの_____で_____と_____をしていたそうです。ただ_____、_____が終わっております。_____が_____、_____ですけれども_____でつながりがあり、_____にそういうことがあったということで_____、_____のほうに_____で_____という_____があり、今回の_____に_____ということです。_____は_____が_____に_____していたそうです。ただここ_____は_____が_____に_____を行っておりました。_____はなく、_____で_____、この地では_____です。_____が、_____は_____、_____から_____は_____となり、_____を設けます。また_____より、_____との_____には_____の_____に_____への_____がないような_____をとってもらようよう、_____に_____が_____ありました。_____した通り、_____に_____への支障もなく特に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>ありがとうございました。遠山推進委員、補足説明はございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>ありません</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号3についてご意見のある方はお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>なし</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第2号番号3につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
<p>委員</p>	<p>挙手</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号番号3を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号3は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第2号番号4「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
<p>青木事務局長</p>	<p>議案第2号番号4についてご説明します。次第6ページ、補足資料38ページから49ページ、をお願いします。_____でございます。</p>

	<p>_____は_____、_____、_____に_____のある_____、_____です。</p> <p>_____は_____、_____のある_____、_____、_____です。_____は、_____、_____、_____で、地目は_____、面積は_____です。_____でございますが、補足資料 41 ページに_____がございますが、_____にある_____の_____、_____に_____した_____に_____しております。町の用途地域区分は_____地域と第 1 種住居地域で、農地法による農地区分は、第 _____ 種農地になります。転用の目的ですが、_____の_____は_____でも_____などの_____がある_____であります。_____は_____、_____が_____、_____の_____を_____ことから申請に至りました。</p> <p>権利関係は売買による_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック 4-20 ページになります。(農地法第 5 条第 2 項第 3 号) の 資力・信用については、_____が_____、_____、_____となります。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が添付されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第 5 7 条第 1 号) の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第 5 7 条第 2 号) 他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に(施行規則第 5 7 条第 2 号の 2) 行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第 5 7 条第 3 号) の農地等以外の土地利用見込みもでございますが問題ございません。</p> <p>次に(施行規則第 5 7 条第 4 号) の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われま。</p> <p>次に(施行規則第 5 7 条第 5 号) の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第 5 条第 2 項第 4 号) の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。また、(農地法第 5 条第 2 項第 5 号) の一時転用ではありません。以上により議案第 2 号番号 4 については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第 2 号番号 4 について担当委員より説明願います。はい、井出推進委員</p>
委員	<p>推進委員の井出が議案第 2 号番号 4 についてを説明いたします。事務局より説明がありましたので、補足説明とさせていただきます。_____、_____の_____と_____と_____で_____を行いました。</p> <p>申請の経過としては_____に_____しましたが、_____されることなく、_____など_____を_____に_____されていましたが、_____することとなりました。_____は_____の_____と_____の_____でござ</p>

	<p>います。_____には_____がありますが、_____で_____されており、 _____にある為、_____のではないかと_____。_____の _____にある_____は_____、_____、_____として_____ _____が_____として_____を_____するとのこと。_____ _____の_____には、_____それぞれ_____、また_____の _____につきましては、_____として_____の_____を_____。_____につい ては_____を_____し_____に_____するとのことですので問題ないと思われま す。_____の_____は_____に_____、_____がある_____で_____でございま す。_____は_____で_____ていますので_____がないと_____いたします。以上皆 様のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。依田美和子委員、補足説明はございますか。</p>
委 員	<p>ありません。議案第2号番号3で説明した_____で_____と当案件の_ _____である_____は_____でございます。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せ て、議案第2号番号4についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないような で、議案第2号番号4につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号番号4を原案どおり 可決いたしました。よって、議案第2号番号4は、許可相当として県知事に意見 書を送付します。</p> <p>次に6、のその他事項に進みます。</p> <p>(1)のJA関係、で土屋会長代理をお願いします。</p>
土屋会長代理	<p>JA出荷状況報告の実績合計ですが、9月10日現在で数量が366,956ケース、 単価が965円、金額が3億5,409万円、前年対比が数量97%、単価101%、 金額が98%となっております。今回の報告ですが、連休が続きまして本来は2 0日付けでございますが、間に合わずに9月10日となっておりますことをご 承知ください。特記ですが野菜の出荷シーズンから今年は例年になく、野生鳥獣 の被害が多く報告されている状況で、特にシカの食害が多くなっております。 それから販売状況ですが、キャベツについては昨年の9月上旬位にですね、だ いたいLが1,100円くらいで推移しておりました。今年は安値でだいたい900円</p>

	<p>くらいでした。昨今の頃は L が 1, 550 円の金額がついていました。M または 3L という規格がはじのほうでも 1, 150 円という単価でした。今年はやっとまだそこまでは上がっていない。今現在はだいたい L で 1, 200 円から 1, 300 円という形になっております。出荷量については日量だいたい 3, 000 ケース、レタスについては晴天率が悪く品数が少なく、だいたい 200 から 300 ケースといったところで推移している状況です。台風 14 号、15 号による影響ですが、特に今のところ被害状況は報告はされていないんですけども、根の傷みですとか今後の出荷状況に影響しないか心配なところもございます。それと行事ですけれども 9 月に毎年 11 月に行われます支所祭の打ち合わせがございます。そこで決まれば 11 月 5 日に支所祭を開催する予定です。それから 10 月 14 日、午後なんですけれども予冷庫において廃プラ、マルチですとかの処分がありますので、関係ある方は用意を進めてください。蕎麦の関係ですが、天気にもよりますが青年部の圃場とかでは 11 月 1 日から刈り取りを行います。一般の方はそれから 1 週間後くらいになりますけど、コンバインの貸与などもします。11 月 9 日ですけれども、浅納会のゴルフコンペも行う予定でいます。できるだけ多くの皆様のご出席をお願いします。</p>
市村初仁議長	JA 関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に (2) 支援センター関係について岡沢補佐よりお願いいたします。
岡沢補佐	「別紙：気象データ等説明」
市村初仁議長	ただいまの岡沢補佐からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に (3) 町関係について佐藤農林振興係長お願いいたします。
佐藤農林振興係長	<p>町側からは肥料・飼料価格高騰対策農業者支援事業給付金について説明させていただきます。こちらについては昨今の肥料・飼料高騰に対する支援ということで国の地方創生臨時交付金を活用しまして、コロナ禍における肥料や飼料の高騰により厳しい経営環境にある農業者に対して、営農費用の一部を支援いたします。</p> <p>「別紙、資料説明」</p>
市村初仁議長	ただいまの町側からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。

	うか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に(4)の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。
青木事務局長	次第7ページをお願いします。「地域計画等説明」
市村初仁議長	ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますか。
委 員	発言の後
市村初仁議長	その他、全体を通して何かございますか。
委 員	発言の後
市村初仁議長	それでは、第24期軽井沢町農業委員会第27回総会を閉会といたします。 大変お疲れ様でした。
	閉 会 15時05分